

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会
運営方針（案）

1 調査検討事項

電波有効利用委員会（以下「委員会」という。）は、情報通信審議会諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」について、調査検討を行う。

2 委員会の運営

- (1) 主査は、委員会の議事を掌理する。
- (2) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する委員、臨時委員又は専門委員が、これに当たる。
- (3) 主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (4) 委員会の会議は、主査が招集する。
- (5) 主査は、委員会の会議を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主査は、必要があると認めるときは、委員会に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) 主査は、委員会の検討を促進するため、作業班を設置することができる。
- (8) 作業班は、主査から指名された者により構成する。
- (9) 作業班の主任は、主査が指名する。
- (10) その他、委員会の運営については、主査が定めるところによる。

3 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利利益又は公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

委員会の事務局は、総合通信基盤局電波部電波政策課が行う。